

平成21年7月27日
制定

改正 平成24年6月18日
令和元年9月9日
令和4年3月15日
令和4年6月10日
令和4年6月20日

(設置)

第1条 東京都市大学学長会議に、東京都市大学（以下「本学」という。）におけるダイバーシティ環境の実現を推進するために、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 世田谷キャンパスから2名、横浜キャンパスから1名の学部長
- (3) 学生部長
- (4) ダイバーシティ推進室長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 議長は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の者があたる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) ダイバーシティ推進に係る基本理念に関する事項
- (2) ダイバーシティ推進方策の企画、立案に関する事項
- (3) ダイバーシティ環境の現状分析、課題の把握及びその対策に関する事項
- (4) ダイバーシティ環境の実現のための啓発活動や広報活動の在り方に関する事項
- (5) その他ダイバーシティの推進に関する事項

(ダイバーシティ推進室)

第6条 委員会は、委員会で決定された方策を推進・実施するためにダイバーシティ推進室を置く。

- 2 ダイバーシティ推進室の組織及び運営については、委員会が別に定める。

(幹事)

第7条 委員会の幹事は、ダイバーシティ推進室があたる。

(所管部署)

第8条 この規程の所管部署は、事務局学長室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (令和4年6月20日)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。